

近年、少子高齢化や加速する情報化、グローバル化、人工知能の発達など、これまでとは「非連続性」と言えるほどに急速に変化する社会となり、予測困難な時代に直面しています。その中で、障害のある人たちを取り巻く社会環境も変化し、共生社会の中で多様な子供たちがその予測困難な時代に、よりよい人生を創るために必要な資質・能力を学校教育の中で身に付ける必要があります。学校教育がその成果を十分に上げることができかどうかは、教師の力が大きく影響すると言われており、「令和の日本型学校教育」を担う「教師の新たな学び」が求められています。

そもそも、教育基本法第9条において、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に努めなければならない」とされるとともに、教育公務員特例法第21条においても「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とあり、教師は学び続ける存在であることは言うまでもありません。

令和3年1月26日中央教育審議会は、『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、共同的な学びの実現～』を答申し、実現すべき教師の姿について、「教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」と言及されており、学び続けることの重要性が特に強調されています。

近年の職員研修の在り方を顧みたときに、令和初期の段階で、オンラインによる研修や情報交換などが少しずつ取り入れられていましたが、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、「同時双方向型」や「オンデマンド型」など、オンライン化された学びが急速に広がりました。各職場において、オンライン化による環境整備が大きく進展していることと思います。また、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、全国教員研修プラットフォーム（Plant）が構築され、教師が自ら専門職性を高めていく営みであると自覚して、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことができる体制が整ってきています。このように、教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実により、教師の資質向上が子供たちのよりよい学びとなり、子供たちの資質能力を育成することにつながります。

特別支援教育を必要とする子供は増加しており、その実態は多様化しています。教師の学びの形は様々ですが、「長崎県特別支援教育研究会」では、これからも子供たちの教育的ニーズに応えるべく、特別支援教育を担う教職員の皆様の伴走者として歩みをともにしたいと考えております。会員の皆様、関係機関の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

令和7年6月

長崎県特別支援教育研究会

会 長 影 本 正 樹

（長崎県立佐世保特別支援学校）